



トップリート投資法人
TOP REIT, Inc.

平成 27 年 6 月 15 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名	トップリート投 資 法 人
代 表 者 名	執行役員 佐 原 純 一 (コード番号:8982)
資 産 運 用 会 社 名	トップリート・アセットマネジメント株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 千 葉 達 也
問 合 せ 先	取締役財務部長 大 橋 周 作
	TEL. 03-3243-2181

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

トップリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会におきまして、下記のとおり、規約変更及び役員選任に関し、平成 27 年 7 月 24 日に開催予定の本投資法人の第 6 回投資主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は当該投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約変更の内容及び理由について

- （1）投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。以下、「投信法」といいます。）の改正に関連して、以下のとおり規定の新設及び変更を行うものです。

①変更案第 9 条第 1 項、第 2 項関連

一定の日及びその日以後遅滞なく投資主総会を招集する旨の定めとして、本投資法人の投資主総会は、平成 29 年 7 月 1 日及びその日以後、遅滞なく招集し、以降、隔年ごとの 7 月 1 日及びその日以後遅滞なく招集する旨の規定、並びにその他必要ある場合は、随時招集する旨の規定を新設するものです。

②変更案第 9 条第 4 項関連

変更案第 9 条第 1 項の規定に従って開催された投資主総会の日から 25 か月を経過する前に開催される投資主総会については、公告をすることを要しない旨の規定を追加するものです。

③変更案第 20 条第 2 項関連

投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、執行役員及び監督役員の任期を延長又は短縮することができる規定を追加するものです。

（2）変更案第 34 条関連

租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号。その後の改正を含みます。以下、「租税特別措置法施行規則」といいます。）等の改正により、本投資法人における課税負担を軽減する目的での利益を超えた金銭の分配を可能とするため、必要な規定の変更を行うものです。

（3）変更案別紙 1 資産運用の基本方針、投資方針第 1 項関連

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 129 号。その後の改正を含みます。）の改正により、資産を主として不動産等資産に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨を規約に記載することが必要とされたため、その旨の規定の変更を行うものです。

（4）変更案別紙 1 投資方針第 4 項関連

租税特別措置法施行規則の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、規定を削除するものです。

(5) 変更案別紙1 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲第4項関連

投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。)の改正により、特定資産の範囲に再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権が含まれることとなったため、規定を新設するものです。

(6) その他

上記の他、投信法の改正が施行されたことに伴い不要となった附則の削除、条文の整備、表現の変更及び明確化、字句の修正等を行うものです。

(規約の変更の詳細については、添付の「第6回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任について

執行役員1名(佐原 純一)及び監督役員2名(栗林 康幸・常山 邦雄)は、平成27年7月31日をもって任期満了となりますので、平成27年7月24日に開催される本投資法人の投資主総会におきまして、執行役員1名及び監督役員2名の選任について、議案を提出いたします。

また、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名を選任いたします。

(1) 執行役員候補者

佐原 純一(重任)

(2) 監督役員候補者

栗林 康幸(重任)

常山 邦雄(重任)

(3) 補欠執行役員候補者

千葉 達也(新任)

新井 健治(新任)

(役員選任の詳細については、添付の「第6回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 投資主総会等の日程

平成27年6月15日 第6回投資主総会提出議案承認役員会

平成27年7月8日 第6回投資主総会招集ご通知の発送(予定)

平成27年7月24日 第6回投資主総会(予定)

<添付資料>

- ・参考資料 第6回投資主総会招集ご通知

以 上

※ 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.top-reit.co.jp/>

平成27年 7 月 8 日

投資主各位

東京都中央区八重洲一丁目 3 番 7 号
ト ッ プ リ ー ト 投 資 法 人
執行役員 佐 原 純 一
(コード番号 8982)

第 6 回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第 6 回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成27年 7 月23日（木曜日）午後 5 時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第 1 項の規定に従い、規約において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：平成27年7月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所：東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 2階「Room A+B+C」

3. 投資主総会の目的である事項

決 議 事 項

- 第1号議案：規約一部変更の件
第2号議案：執行役員1名選任の件
第3号議案：補欠執行役員2名選任の件
第4号議案：監督役員2名選任の件

以上

.....
【お願い】◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【ご案内】◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本通知を発出した日から投資主総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://www.top-reit.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。

◎当日は、投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるトップリート・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定であります。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下、「投信法」といいます。）の改正に関連して、以下のとおり規定の新設及び変更を行うものです。

①変更案第9条第1項、第2項関連

一定の日及びその日以後遅滞なく投資主総会を招集する旨の定めとして、本投資法人の投資主総会は、平成29年7月1日及びその日以後、遅滞なく招集し、以降、隔年ごとの7月1日及びその日以後遅滞なく招集する旨の規定、並びにその他必要ある場合は、随時招集する旨の規定を新設するものです。

②変更案第9条第4項関連

変更案第9条第1項の規定に従って開催された投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、公告をすることを要しない旨の規定を追加するものです。

③変更案第20条第2項関連

投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、執行役員及び監督役員の任期を延長又は短縮することができる規定を追加するものです。

(2) 変更案第34条関連

租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含みます。以下、「租税特別措置法施行規則」といいます。）等の改正により、本投資法人における課税負担を軽減する目的での利益を超えた金銭の分配を可能とするため、必要な規定の変更を行うものです。

(3) 変更案別紙1 資産運用の基本方針、投資方針第1項関連

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）の改正により、資産を主として不動産等資産に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨を規約に記載することが必要とされたため、その旨の規定の変更を行うものです。

(4) 変更案別紙1 投資方針第4項関連

租税特別措置法施行規則の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、規定を削除するものです。

- (5) 変更案別紙1 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲第4項関連
投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。）の改正により、特定資産の範囲に再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権が含まれることとなったため、規定を新設するものです。
- (6) その他
上記の他、投信法の改正が施行されたことに伴い不要となった附則の削除、条文の整備、表現の変更及び明確化、字句の修正等を行うものです。

2. 変更の内容

現行規約の一部を下記変更案のとおり改めようとするものです。

（変更箇所は下線の部分です。）

現 行 規 約	変 更 案
第3章 投資主総会 第9条（招集） 1. 本投資法人の投資主総会は、<u>原則として2年に1回以上開催</u>する。 （新設） 2. （記載省略） 3. 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに各投資主に対して書面にて通知を発する。	第3章 投資主総会 第9条（招集） 1. 本投資法人の投資主総会は、<u>平成29年7月1日及びその日以後、遅滞なく招集し、以降、隔年ごとの7月1日及びその日以後遅滞なく招集</u>する。 2. <u>前項の規定にかかわらず、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</u> 3. （現行どおり） 4. 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに各投資主に対して書面にて通知を発する。<u>ただし、第1項の規定に従って開催された投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しない。</u>
第20条（役員の選任及び任期） 1. （記載省略） 2. 役員の任期は、選任後2年とする。ただし、補欠として又は増員のために選任された役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。 3. （記載省略）	第20条（役員の選任及び任期） 1. （現行どおり） 2. 役員の任期は、選任後2年とする。ただし、<u>投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げない。また、補欠として又は増員のために選任された役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</u> 3. （現行どおり）

現 行 規 約	変 更 案
第34条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 (1) (記載省略) (2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、<u>分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、一般社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、上記の場合において、分配金額が投資法人の課税の特例に規定される要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</u> (3)～(5) (記載省略)	第34条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 (1) (現行どおり) (2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、<u>本投資法人における課税負担の軽減のため若しくは経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、保有資産の状況並びに財務の状況等により本投資法人が適切と判断した場合、一般社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。</u> (3)～(5) (現行どおり)
<u>附則</u> 第38条（改正の効力発生） <u>本規約第8条第2項の新設については、投資法人が自己の投資口を取得することができる場合として、新たに、予め規約にその旨を定めた場合を追加する投信法の改正の施行日から有効となるものとする。なお、自己の投資口の取得に別途の規約の定めが必要となる場合は、当該改正後の投信法の規定に沿って第8条第2項の規定を読み替えるものとする。</u>	(削除) (削除)

現 行 規 約	変 更 案
別 紙 1 資産運用の対象及び方針 資産運用の基本方針 本投資法人は、主として不動産等（下記「<u>資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲</u>」第2項に定める資産をいう。以下同じ。）及び不動産対応証券（同第3項に定める資産をいう。また、不動産等及び不動産対応証券を総称して「<u>不動産関連資産</u>」という。以下同じ。）の特定資産に投資し、中長期の安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を通じて、投資主価値の最大化を目指した運用を行う。 投資方針 1. 本投資法人は、主としてオフィスビル、住宅、商業施設を用途とする不動産関連資産に投資し、これら以外を用途とする不動産関連資産については、個別性等を十分検証し厳選した上で投資を行う。 2. ～ 3. (記載省略) 4. 本投資法人は、その有する資産の総額のうちに占める不動産等（不動産（投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。以下「投資法人計算規則」という。）第37条第3項第2号イ、ロ及びホに掲げる資産をいう。以下この項において同じ。）、不動産の賃借権、同号へに掲げる資産、地上権及び地役権並びにこれらの資産を信託する信託の受益権をいう。）の価額の割合を100分の70以上とするものとする。 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲 1. 本投資法人の主要な投資対象は、第2項に掲げる不動産等及び第3項に掲げる不動産対応証券とする。 2. ～ 3. (記載省略)	別 紙 1 資産運用の対象及び方針 資産運用の基本方針 本投資法人は、主として<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）</u>第105条第1号へに定める不動産等資産に投資し、中長期の安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を通じて、投資主価値の最大化を目指した運用を行う。 投資方針 1. 本投資法人は、主としてオフィスビル、住宅、商業施設を用途とする不動産等資産に投資し、これら以外を用途とする不動産等資産については、個別性等を十分検証し厳選した上で投資を行う。 2. ～ 3. (現行どおり) (削除) 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲 1. 本投資法人の主要な投資対象は、第2項に掲げる不動産等及び第3項に掲げる不動産対応証券とする。<u>なお、不動産等及び不動産対応証券を総称して、以下「不動産関連資産」という。</u> 2. ～ 3. (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
4. (記載省略) (1)～(15) (記載省略) (新設) (新設) 5.～6. (記載省略) 投資制限 (記載省略) 組入資産の貸付の目的及び範囲 (記載省略)	4. (現行どおり) (1)～(15) (現行どおり) (16)再生可能エネルギー発電設備（<u>投信法施行令第3条第11号に規定するものをいう。</u>） (17)公共施設等運営権（<u>投信法施行令第3条第12号に規定するものをいう。</u>） 5.～6. (現行どおり) 投資制限 (現行どおり) 組入資産の貸付の目的及び範囲 (現行どおり)
別 紙 3 資産運用会社に対する資産運用報酬 (記載省略) 1. 運用報酬Ⅰ (1) 本投資法人の直前の決算期の翌日から3か月目の末日までの期間（以下「計算期間Ⅰ」という。）及び計算期間Ⅰの末日の翌日から決算期までの期間（以下「計算期間Ⅱ」という。）毎に、本項第2号又は第3号に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に以下の料率を乗じた金額（1年365日として当該計算期間の実日数により日割計算。1円未満切捨て。）とする。ただし、本投資法人の役員会の承認を<u>経た</u>上で、以下の料率を上限とする範囲内で決定した料率とすることができる。 ・総資産額1,500億円以下の部分に対して、 年率0.3% ・総資産額1,500億円超の部分に対して、 年率0.2% (2)～(4) (記載省略)	別 紙 3 資産運用会社に対する資産運用報酬 (現行どおり) 1. 運用報酬Ⅰ (1) 本投資法人の直前の決算期の翌日から3か月目の末日までの期間（以下「計算期間Ⅰ」という。）及び計算期間Ⅰの末日の翌日から決算期までの期間（以下「計算期間Ⅱ」という。）毎に、本項第2号又は第3号に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に以下の料率を乗じた金額（1年365日として当該計算期間の実日数により日割計算。1円未満切捨て。）とする。ただし、本投資法人の役員会の承認を<u>もつて</u>、以下の料率を上限とする範囲内で決定した料率とすることができる。 ・総資産額1,500億円以下の部分に対して、 年率0.3% ・総資産額1,500億円超の部分に対して、 年率0.2% (2)～(4) (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
2. 運用報酬Ⅱ (1) 本投資法人の当該営業期間における経常キャッシュフロー（本投資法人の損益計算書における運用報酬Ⅱ控除前の経常損益に減価償却費及び繰延資産償却額を加えて、特定資産の売却損益及び評価損益（特別損益の部に計上されるものを除く。）を差し引いた金額とする。）に5.0%を乗じた金額（1円未満切捨て）とする。ただし、本投資法人の役員会の承認を<u>経た</u>上で、上記の料率を上限とする範囲内で決定した料率とすることができる。 (2) (記載省略) 3. 運用報酬Ⅲ 本投資法人が不動産等を取得又は譲渡した場合、その取得価額又は譲渡価額（ただし、消費税及び地方消費税並びに取得又は譲渡に伴う費用は除く。）に0.5%を乗じた金額（1円未満切捨て）を、取得又は譲渡の日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末までに支払うものとする。ただし、本投資法人の役員会の承認を<u>経た</u>上で、上記の料率を上限とする範囲内で決定した料率とすることができる。	2. 運用報酬Ⅱ (1) 本投資法人の当該営業期間における経常キャッシュフロー（本投資法人の損益計算書における運用報酬Ⅱ控除前の経常損益に減価償却費及び繰延資産償却額を加えて、特定資産の売却損益及び評価損益（特別損益の部に計上されるものを除く。）を差し引いた金額とする。）に5.0%を乗じた金額（1円未満切捨て）とする。ただし、本投資法人の役員会の承認を<u>もつて</u>、上記の料率を上限とする範囲内で決定した料率とすることができる。 (2) (現行どおり) 3. 運用報酬Ⅲ 本投資法人が不動産等を取得又は譲渡した場合、その取得価額又は譲渡価額（ただし、消費税及び地方消費税並びに取得又は譲渡に伴う費用は除く。）に0.5%を乗じた金額（1円未満切捨て）を、取得又は譲渡の日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末までに支払うものとする。ただし、本投資法人の役員会の承認を<u>もつて</u>、上記の料率を上限とする範囲内で決定した料率とすることができる。

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員佐原純一は、平成27年7月31日をもって任期満了となりますので、平成27年8月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、規約第20条第2項の規定により、選任される平成27年8月1日より2年間とします。

なお、本議案は、平成27年6月15日開催の役員会において、監督役員の全員の同意をもって提出するものです。

執行役員候補者は、次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職	所有する本 投資法人の 投資口数
佐 原 純 一 (昭和27年4月21日)	昭和50年4月 三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社） 入社 平成10年3月 同 横須賀支店長 平成11年12月 同 札幌支店長 平成12年4月 （中央信託銀行株式会社と三井信託銀行株式会社の合併により）中央三井信託銀行株式会社 札幌支店長 平成13年5月 同 横浜駅西口支店長 平成16年4月 同 本店営業第二部長 平成19年5月 同 常勤嘱託（人事部） 平成19年6月 同 監査役 平成23年6月 中央三井信用保証株式会社 代表取締役社長 平成24年4月 三井住友トラスト保証株式会社 代表取締役社長 平成25年6月 同 顧問（現任） 平成25年7月 トップリート・アセットマネジメント株式会社 顧問 平成25年8月 本投資法人執行役員（現任）	0口

注：上記候補者は、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。）第123条に規定される資産運用会社の利害関係人等である三井住友トラスト保証株式会社（三井住友信託銀行株式会社の100%出資子会社）の顧問です。

注：候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

注：上記執行役員候補者は、現在本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

第3号議案 補欠執行役員2名選任の件

補欠執行役員遠藤晋民及び大橋周作の両名の選任に係る決議は、平成27年7月31日をもって効力を失うことから、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠執行役員2名の選任をお願いするものです。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、千葉達也を第一順位、新井健治を第二順位とします。

本議案において補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、規約第20条第3項の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了するときまでとします。

なお、補欠執行役員の選任については、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

また、本議案は、平成27年6月15日開催の役員会において、監督役員の全員の同意をもって提出するものです。

補欠執行役員候補者は、次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職	所有する本 投資法人の 投 資 口 数
1	千 葉 達 也 (昭和39年1月26日)	昭和61年4月 住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社） 入社 平成19年6月 同 不動産コンサルティング部 次長 平成22年5月 同 不動産管理部長 (平成24年4月) (住友信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社の合併により、三井住友信託銀行株式会社) 平成24年4月 同 不動産カストディ部長 平成26年12月 トップリート・アセットマネジメント株式会社 出向 平成26年12月 同 取締役 平成26年12月 同 取締役副社長 平成27年4月 同 代表取締役社長（現任）	0口

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職	所有する本 投資法人の 投 資 口 数
2	新 井 健 治 (昭和42年10月18日)	平成2年4月 住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社） 入社 平成16年4月 同 不動産管理部証券化グループ証券第二チーム長 平成19年10月 同 不動産管理部証券化グループ長 平成21年2月 同 総務部総務管理チーム 主任調査役 (平成24年4月) (住友信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社の合併により、三井住友信託銀行株式会社) 平成24年4月 同 総務部総務管理チーム長 平成25年4月 トップリート・アセットマネジメント株式会社 出向 不動産投資部長 平成25年4月 同 取締役不動産投資部長（現任）	0口

注：上記候補者の千葉達也は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているトップリート・アセットマネジメント株式会社の代表取締役であり、新井健治は同社の取締役です。その他、各候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員栗林康幸及び常山邦雄の両名は、平成27年7月31日をもって任期満了となりますので、あらためて平成27年8月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。本議案において、監督役員の任期は、規約第20条第2項の規定により、選任される平成27年8月1日より2年間とします。

監督役員候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職	所有する本投資法人の投資口数
1	栗林 康 幸 (昭和37年12月14日)	平成4年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 由本・高後・森法律事務所所属弁護士 平成9年6月 米国ニューヨーク市クデール・ブラザーズ法律事務所アソシエイト弁護士 平成9年12月 米国ニューヨーク州弁護士登録（現在まで） 平成11年6月 栗林法律事務所（米国クデール・ブラザーズ法律事務所との特定共同事業） 弁護士 平成12年12月 田中・高橋法律事務所所属弁護士 平成13年5月 ユーワパートナーズ法律事務所パートナー 弁護士 平成15年2月 シティユーワ法律事務所パートナー 弁護士（現任） 平成17年10月 本投資法人監督役員（現任）	0口
2	常 山 邦 雄 (昭和22年11月5日)	昭和48年10月 辻監査法人（合併して、旧みすず監査法人）勤務 昭和55年9月 武蔵監査法人（合併して、現新日本有限責任監査法人）勤務 昭和57年3月 常山公認会計士事務所開業 常山公認会計士事務所所長（現任） 昭和63年4月 常山邦雄税理士事務所開業 常山邦雄税理士事務所所長 平成17年10月 本投資法人監督役員（現任） 平成24年3月 税理士法人常山総合会計事務所設立 税理士法人常山総合会計事務所社員（現任） 平成24年6月 黒田電気株式会社（社外）取締役（現任）	0口

注：各候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人の規約第15条第1項に規定する「みなし賛成」の定めは適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以上

This image shows a full page of a document template designed for handwritten notes or essays. It features a series of evenly spaced, horizontal grey lines that run across the entire width of the page. The lines are thin and light in color, providing a guide for writing without being distracting. There are no margins, headers, footers, or other markings present on the page.

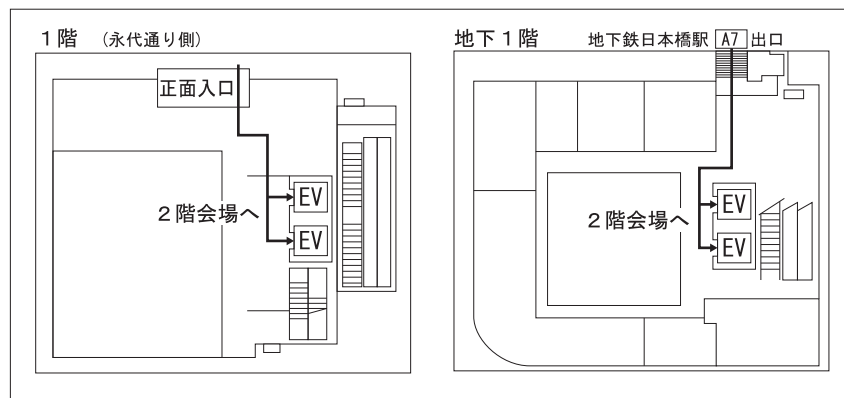
投資主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 2階「Room A+B+C」

電 話 03-3548-3770



交通のご案内 「日本橋駅」地下鉄 東京メトロ東西線・銀座線、都営浅草線 A7出口直結
「東京駅」JR線、地下鉄 東京メトロ丸ノ内線 八重洲北口徒歩5分



EV: エレベーター
→: 経路